バイオ生ゴミ処理機の導入

こうしたSDGsの取組の一環として、2021年度にバイオ生ゴミ処理機を導入されました。

このバイオ生ゴミ処理機は、わずかな電力と微生物の力で、生ゴミを分解水に変えて、下水道に排出できるようにしてくれます。

生ゴミを「運ばず・燃やさず・その場で処理」することで、運搬時や焼却時に排出されるCO_2削減にも大きく貢献するものです。

実際に使って見てどうですか？

「実際問題の話として、この手の話は眉唾ものが多いのですが、この装置は構造も単純で故障知らずで臭いもなく、環境にしっかりと貢献できている。」と語っておられました。

「メンテナンスは2箇月に1回メーカーが点検しにきます。また年に2回メーカーが菌を植えに来ます。これといったメンテナンスも不要で大変重宝しています。」と語っておられました。

課題としては装置銘板にも明記されているのですがタマネギの茶色い皮やカボチャの大きな種、パイナップル、トウモロコシなどは処理できません。

「ゴミの減量は実際にやってみると面白い。この取組を京都府漬物協同組合の皆さんにも紹介したい。」とうれしそうに語っておられたのが印象的でした。

3R支援センターの補助事業について

「この様な取組を中小企業が実施するには補助事業がないととてもできないので、大変ありがたい。」と言われていました。

今回は京都府中小企業団体中央会の連携コーディネーターさんの紹介で当センターの補助事業を利用されました。

補助金受給の手順は、まず事業計画書を作成し、センターに提出します。計画書が受理されると審査会に出席しプレゼンテーションを15分間行って、審査員からの質疑に回答します。

「もり」ではプレゼンテーション資料をまとめるのが結構大変だったようです。

審査に合格すると採択内定通知がセンターから送られてきます。

次に、補助金交付申請書をセンターへ提出して、正式な交付決定通知をもらいます。これで事業着手（契約等）ができます。

事業実施に当たって、ウクライナ情勢やコロナ禍で納期が厳しい状態で苦労されたようです。センターの補助事業は年度をまたぐことが出来ませんので、納期厳守です。

設備導入が完了すると、センターに実績報告書を提出します。その後センターの現地調査があり、続いて「額の確定通知」が送られてくるので、その額を記載して請求書を提出するとすぐに補助金が振り込まれます。

京都府議会の現地視察

京都府3R技術開発等支援補助金の活用状況や、循環型社会推進への取組状況について、京都府議会決算特別委員会が「もり」において現地調査を実施しました。微生物を活用した新たな生ゴミ処理機を導入し、食品残渣を減容化されている様子を見学し、活発な質疑、意見交換がありました。

京つけもの　もり
所在地：〒615-0006 京都府京都市右京区西院金槌町15-7
TEL：075-802-1515

サーキュラー・エコノミーって何？

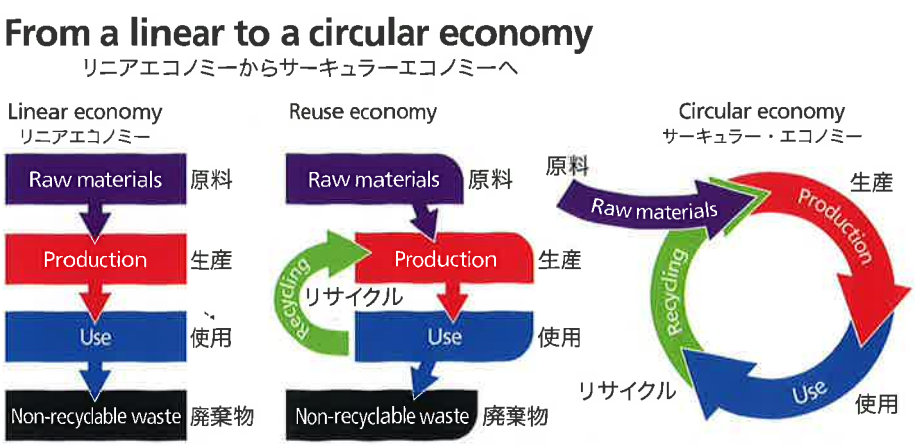

A Circular Economy in the Netherlands by 2050　P15

最近、「サーキュラー・エコノミー：循環経済」という言葉を良く耳にします。「リニア・エコノミーからサーキュラー・エコノミーの転換が必要」と言ったフレーズもよく見られる様になりました。

サーキュラー・エコノミーとは一言でいうと従来の「資源採取・生産・使用・廃棄」の一方通行型リニア・エコノミーでは資源枯渇と環境の限界がくるのは明らかで、廃棄物を新たな資源と捉えて資源を循環させる持続可能な経済の仕組みがサーキュラー・エコノミー：循環経済で、欧州から出た考え方です。設計段階から、リサイクルまで見据えた循環性をデザインすることが求められています。